

新型コロナウイルス感染症の 拡大に関連する 公正取引委員会の取組



新型コロナウイルス感染症の拡大や、その防止対策の取組は、皆様の日々の生活にも従来とは異なる負担を与えているだけでなく、企業等の活動にも様々な影響を及ぼしています。

公正取引委員会は、独占禁止法・下請法を運用する立場から、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連する当委員会の取組等について、下記URLにて情報を発信していますので、ご活用ください。

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>



新型コロナウイルス
感染防止のため、
みんなマスクをしようね



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっくん」

主な内容

- 新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に対応する事業者又は事業者団体の取組について
- 新型コロナウイルス感染症に関連する独占禁止法・下請法違反被疑行為の情報提供について

※新型コロナウイルス感染症拡大に関連する「下請取引Q & A」も掲載しております。

(Q & A一部抜粋)

Q 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により、やむを得ず発注した製品について受領拒否(納期の延期含む)、返品や発注の取消し、役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。

A 下請事業者に責任がある場合を除き、発注済みの物品等について「受領拒否」したり「返品」したりすることは、下請法上、問題となります。やむを得ず、受領日が到来する前に発注の取消しを行う場合でも、仕掛品など下請事業者に生じた費用を負担しない場合には、下請事業者の利益を不当に害することとなり、「不当な給付内容の変更」として、下請法上、問題となります。

などなど。

上記の対応等、その他ご相談やご質問は、相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

相談窓口 総務部公正取引室 ☎098-866-0049